

会津若松市上下水道局週休2日工事実施要領

(令和7年1月1日決裁)

(令和7年2月10日決裁)

(令和7年10月1日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事において週休2日工事の実施にあつては、会津若松市週休2日工事実施要領（令和6年11月1日決裁）の例による。

この場合において、第1条中「会津若松市」とあるのは「会津若松市上下水道事業管理者」と、第3条中「本市」とあるのは「会津若松市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年1月1日から施行し、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。

附 則

(経過措置)

- 2 受注者が、週休2日工事を上下水道局が指定して発注した工事において4週8休以上を達成できなかった場合における会津若松市週休2日工事実施要領第9条及び別表第13の規定による工事成績評定の減点措置については、令和8年3月31日までの間に限り、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 3 この要領は、令和7年10月10日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 4 この要領による改正後の会津若松市週休2日工事実施要領別表第2から別表第4までの規定は、施行日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から、別表第5から別表第8までの規定は、令和7年10月27日以後に入札

公告又は見積通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 5 施行日において、改正前の別表第8の規定が適用されている工事においては、当該工事が完了するまでの間に限り、改正前の別表第8の規定は、なお効力を有する。